

令和5年第5回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第7号	令和5年 8月4日	消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県米子市博労町3-90 鳥取県民主商工会連合会 会長 奥田清治	総務教育常任委員会



日南町議会議長
山本 芳昭 様

令和 5年 8月 4日

鳥取県米子市博労町3-90

鳥取県民主商工会連合会

会長 奥田清治

電話 0859-22-3860/FAX0859-34-2823



消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情

【陳情事項】

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国にあげて下さい。

【陳情趣旨】

令和5年10月1日に実施予定となっているインボイス制度(適格請求書等保存方式)は、令和3年10月からインボイス発行事業者登録が始まっています。

国税庁発表によると、令和5年5月末のインボイス発行事業者登録数は315万9235件で、インボイス登録が必要となる事業者の66.3%にすぎません。しかも、財務省が想定する登録が必要な事業者には、1600万者超といわれるフリーランスが含まれていません。このような状況で10月1日に制度を実施すれば、日本経済が大混乱に陥ることは必至です。鳥取県下でも、シルバー人材センター、道の駅、農協直売所、材木市場などに影響が出ています。

また、インボイス制度実施による消費税の増収は、国税庁の試算では2480億円、国税庁の試算には含まれないフリーランス等への増税も考慮した試算では1兆365億円となっています。コロナ禍を脱却し、経済再建へと進み始めた中小業者や国民に消費税増税を押し付けることはできません。

そもそも、インボイス制度は「複数税率下における適正な課税のため」と理由で導入されましたが、軽減税率適用以後の申告において特段の問題は起きておらず、インボイス制度の立法事実は損なわれています。インボイス制度を導入することで益税が解消されるという主張がありますが、国が益税は存在しないということを明言しており、益税論は成り立ちません。

既存の取引慣行を破壊し、免税事業者を商取引から排除するインボイス制度は、免税点制度を事実上廃止するものです。しかし、免税点制度は、消費税の基本法である税制改革法において「消費税の仕組みについては、我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとする。」との規定を具体化したものです。インボイス制度は、免税点制度ひいては消費税の基本法である税制改革法に反する不当規定です。

上記の理由により、インボイス制度の本年10月1日よりの実施の中止を求めます。

以上

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

令和5年10月からのインボイス（適格請求書）制度導入に向けて、令和3年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されているが、開始直前にもかかわらず、登録申請は進んでいない。このままインボイス制度を実施すれば、事業者は大混乱を引き起こし、実体経済に悪影響を及ぼすことになる。

地方経済を担う事業者は、圧倒的に中小零細業者が占めており、インボイス制度による影響は計り知れない。また、農林水産業への影響も無視できず、特例では対応しきれない。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体・個人から、制度の廃止や凍結、実施延期を求める声が上がっている。

政府はインボイス制度による消費税の増収を2480億円と試算しているが、これは消費税の性質上、物価上昇による消費税増税である。

多くの中小零細事業者は、コロナ禍の影響の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取り掛かることが難しい状況であり、地域住民もコロナ禍と物価高騰により、非常に苦しい生活を余儀なくされている。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、当議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

経済産業大臣

「インボイスによる消費税増収は2480億円」（財務省）の内訳
 インボイス制度によって、免税事業者が課税事業者を選択することによる増収

- ①免税事業者数：488 万者（経済センサス等）
- ②農協等に出荷する農林水産業者、非課税売上の事業者 116 万者を除いた 372 万者が対象
- ③事業者間取引を行う事業者（インボイス制度の影響を受ける者）の割合：4割
 $372 \text{ 万者} \times 4 \text{ 割} = 161 \text{ 万者}$
- ④免税事業者の課税売上高の平均額：550 万円
- ⑤付加価値率：28%
 $550 \text{ 万円} \times \text{付加価値率 } 28\% \times \text{消費税率 } 10\% = 154000 \text{ 円}$
 $154000 \text{ 円} \times 161 \text{ 万者} = 2480 \text{ 億円}$

インボイス実施で日本では 1兆円の増税に!?

タイプ/類型等	合計 人数	課税事業 選択者割合	課税事業 選択者数	平均年収× (1-みなし仕入率)	消費税 率	消費税 増税額
副業系すきまワーカー	424万人	100%	424万人	31.15万円	10%	1,320億円
複業系パラレルワーカー	356万人	100%	356万人	51.4万円	10%	1,830億円
自由業系フリーワーカー	297万人	100%	297万人	44.5万円	10%	1,322億円
自営業系独立オーナー	500万人	60%	300万人	148.75万円	10%	4,464億円
フリーランス小計	1,577万人		1,377万人		10%	8,936億円
小規模自販機設置者	400万台	30%	120万人	10万円×0.5=5万円	10%	60億円
小規模農家	100万人	40%	40万人	100万円×0.2=20万円	8%	64億円
不動産貸付業	94万人	30%	28万人	200万円×0.6=120万円	10%	336億円
開業医(自費収入分)	7万人	90%	6.3万人	200万円×0.5=100万円	10%	63億円
弁護士等庶業	24万人	35%	8.4万人	300万円×0.5=150万円	10%	126億円
住宅用太陽光発電	田村貴昭衆議院議員の国会質問での増税試算額					580億円
シルバー人材センター	田村貴昭衆議院議員の国会質問での増税試算額					200億円
フリーランス以外の小計						1,429億円
合計						1兆365億円

湖東京至税理士が、ランサーズ様の「新・フリーランス実態調査、2021-2022年」矢野経済研究所等の資料に基づき作成
 ※この表以外にも例えば携帯電話基地局を設置するマンション管理組合などもインボイス発行対象になると考えられますが、除外しています

財務省試算で考慮されていないフリーランス等も含めた消費税増収試算（湖東京至税理士作成）
 100%インボイス登録する前提で、みなし仕入れ率50%で計算している

インボイス発行事業者登録数（5月末、国税庁発表）

法人：198万5879件（課税法人205万社） 登録割合：96.8%
個人：116万9196件（課税事業者110万者） 登録割合：106.3%

前述の①～③のインボイス登録が必要な免税事業者（社）161万者（社）を加えた登録割合
既登録事業者267万9744件（3月末） ÷ 対象事業者476万者 = 56.3%
既登録事業者315万9235件（5月末） ÷ 対象事業者476万者 = 66.3%

前述の湖東税理士の試算による、インボイス登録が必要な事業者数：1377万者
対象フリーランスを加えた登録割合：22.9%

税制改革法（昭和63年法律第107号）

第十条 現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。

2 消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において課税し、経済に対する中立性を確保するため、課税の累積を排除する方式によるものとし、その税率は、百分の三とする。この場合において、その仕組みについては、我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとする。

各団体のインボイス制度に対する態度

日本商工
会議所

令和5年税制改正に関する意見（2022.9.15）の中で
10月1日の実施を延期し、その間に免税点制度の創設趣旨を踏まえた制度
（免税事業者もインボイスを発行できる）に改正すべき

全国中小
企業団体
中央会

自民党「中小企業・小規模事業者政策委員会」にて（2022.4.19）
日本経済が急激に良くなることは期待できず、そのような中、一層の混乱を
招きかねないインボイス制度については、時期が好転するまで凍結すべき

日本税理
士連合会

令和5年度／6年度税制改正に関する建議書（2022.6.29／2023.6.22）
コロナ禍からの脱却と中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置が講じられ
るまで導入を延期すべき／事務負担が過度とならないよう見直しを行うべき

インボイス導入根拠がついに論理破綻！「消費税は預かり金ではない」と政府が国会で認めた決定的答弁の詳細

集英社オンライン 2/28(火) 17:00 文/犬飼淳

インボイス導入根拠として政府が繰り返し主張してきた益税（消費者が業者に支払った消費税の一部が、納税されずに業者の利益となってしまうこと）の存在。しかし、2023年2月10日 衆議院内閣委員会で「消費税は預かり金ではないため、益税は存在しない」ことを遂に政府が認め、その導入根拠は根底から崩れることとなった。国会答弁に基づいてレポートする。

消費税は「預かり金」ではなく「益税」は存在しない

本質疑で大変重要な意味を持つ東京地裁判決（1990年3月26日）では、消費税について以下の重要な判断が示された（この司法判断は2023年2月現在も維持されている）。

- ・消費者が事業者を支払う消費税分は商品や役務の一部であり、消費税は預かり金ではない。
- ・ゆえに、消費税相当の一部が事業者の手元に残ってもピンハネではなく、益税に当たらない。

さらに、被告側の旧大蔵省（財務省の前身）や自民党も訴訟では判決とほぼ同じ内容を主張。益税の存在を否定していたのである。多ヶ谷議員（れいわ）はこの判決の経緯を紹介した上で、今現在の政府の認識を質問。（出典：2023年2月10日 衆議院 内閣委員会）

【れいわ 多ヶ谷】（1990年東京地裁判決では）「益税、預り税ではない」と言っています。また、「消費税は売上金の一部であり、預かり金ではない」となります。そこで政務官にお伺いします。消費税はこの旧大蔵省が主張したとおり、「預かり税じゃない」ということで、よろしいですか？

【自民 金子 財務大臣政務官】多くの皆様方に誤解を与える答弁を過去ずっとさせて頂いているのかもしれませんが、「預かり金的な性格でありまして預かり税ではありません」という答弁を過去ずっと財務省はさせて頂いております。

【れいわ 多ヶ谷】「預り税ではない」ということでよろしいですね？

【自民 金子 財務大臣政務官】その認識で結構でございます。

【れいわ 多ヶ谷】「預り税ではない」ということで私の認識と一致しております。要するに、「益税は無い」ということですね。そういうことですね。益税には当たらないと。

このように多ヶ谷議員は何度も念押ししながら、「消費税は預かり金（税）でなく、益税も無い」という趣旨の政府答弁を明確に引き出している。これまで政府は「消費税は『預かり金』的な性格を有する」という微妙な言い回しに終止し、「消費税は預かり金ではない（=益税は無い）」と明言する答弁は頑なに避けてきた。そこまでして長年隠してきた「不都合な真実」を政府がハッキリと認めたという意味で、この答弁は歴史的と言える。

1990年東京地裁での財務省（国）の主張（判例時報1344号121ページ）

「結果的にこれらの事業者（免税事業者）が取引の相手方から収受した消費税相当額の一部が手元に残ることとなっても、それは取引の対価の一部（売上）であるとの性格が変わるわけではなく、したがって、税の徴収の一過程において税額の一部を横取りすることにはならない。」